

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年10月30日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コムボックス佐賀駅前  
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目64番1 外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### ア 大規模小売店舗を設置する者

ダイワロイヤル株式会社  
代表取締役 原田 健  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

##### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

佐賀県農業協同組合  
代表理事組合長 大島 信之  
佐賀県佐賀市栄町3番32号

その他未定

#### (3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年6月25日

#### (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,224平方メートル

#### (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場（建物敷地東側） 100台

イ 駐輪場の位置及び収容台数  
駐輪場（建物西側） 30台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設No. 1（建物内東側） 80平方メートル  
荷さばき施設No. 2（建物内東側） 182平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
廃棄物等保管施設No. 1（建物内東側） 23.23立方メートル  
廃棄物等保管施設No. 2（建物内東側） 35.49立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻：午前8時  
閉店時刻：午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分～午後11時30分（施設としては24時間利用可能）

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置及び数  
駐車場（建物敷地東側駐車場南側） 1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

2 届出年月日  
令和元年10月24日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所  
佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間  
令和元年10月30日から  
令和2年2月29日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

に提出してください。